

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条及び第 118 条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関として指定した。

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（（ ）は指定医療機関数）

特定地域医療提供機関（1）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
---------------	---------------------------------------

○特定地域医療提供機関の指定（指定期間：指定日から3年間）

申請医療機関名	指定申請内容	指定事由	指定日
独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院（札幌市）	特定地域医療 提供機関	救急医療	令和 7 年 3 月 31 日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	指定 事由	評価結果の概要	
独立行政法人地域 医療機能推進機構 北海道病院（札幌 市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な条件を満たしてい る。 それ以外の労務管理体制の整備や労働 時間短縮に向けた取り組みとして、医 師の面接指導及び就業上の措置の 実施体制の整備がなされているが、医 師の労働時間短縮に向けた研修・周知 の実施などが計画段階であること から早期実施に向けて取り組むことが 必要である。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善 に向けての取組が望まれる。	—